

西袋第二小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法（法）、いじめ防止等のための基本的な方針（国の基本方針）、いじめ対応マニュアル（須賀川市いじめ防止基本方針）にのっとり、いじめはすべての児童に係る重大な問題であるとの認識に立ち、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期対応等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「西袋第二小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 基本理念

- (1) いじめ問題は、学校における最重要課題の一つである。
- (2) いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないものである。
- (3) いじめは、どの子にも、どの学校でも、どの学級でも、起こりうるものである。
- (4) 教師は、いじめのない、子どもたちが安心して通える学校づくり・学級づくりをめざさなければならない。
- (5) もし、いじめが起きてしまった場合は、いじめを受けた子どもの心と体、そして、命を守るために、学校と家庭、地域、行政機関、その他の関係者とが相互に連携し、いじめの問題を克服していかななければならない。

2 いじめの定義

（いじめ防止推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ認知（例）

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 基本方針

(1) 組織

校内に「いじめ対策委員会」を置く。

- ・生徒指導委員会のメンバーと関係者・関係機関で組織する。
定期的な会合と事案発生時の臨時的な会合の開催をする。
- ・予防のための計画を立て、予防策の推進に当たる。
- ・いじめが発生した場合は、対策を協議し、中心となって解決に向けて取り組む。(基本的には全職員体制のもと、職員が分担して組織的に対応する。)
- ・いじめ調査等を行った場合には、できるだけ速やかに公表する。

(2) いじめに関する基本的な考え方・方針の徹底

- ① 年度ごとに「西袋第二小学校いじめ防止基本方針」の内容を見直し、教職員全員が意識や理解を共有するとともに、児童や保護者、学校評議委員等に周知し、意見を募る。また、集約した意見を加味して再検討し、新たな方針を学校のホームページ等で公開する。
- ① 実効性のある「いじめに関する校内研修」に努める。

(3) 未然防止(いじめが起こらない学校・学級づくり)

① 居場所づくり

教師と子ども、子ども同士の信頼関係の構築に努め、子どもが安心して学べる人間関係・教育環境づくりをめざす。

② 絆づくり

常に子ども一人ひとりの個性やよさが発揮できる望ましい集団活動をめざし、授業や学校行事、その他の活動等において、すべての子どもが活躍する場を設定する。子どもの自己有用感と認め合う信頼関係を大切にする。

③ わかる授業づくり

日々の授業の工夫と指導力向上に努め、すべての子どもが意欲的に学習に参加できる授業をめざす。

④ あたりまえづくり

元気なあいさつや発表、学校生活上の約束やルールなど、あたりまえのことをあたりまえにできるような指導の充実をめざす。

⑤ 家庭や地域との連携

PTAや学校評議員等と情報交換・意見交換の場を設け、連携・協働する体制を構築する。

⑥ 関係機関・専門機関との連携

必要に応じて、市教育委員会、SC・SSW、警察、医療機関等と速やかに報告・連絡・相談をする。

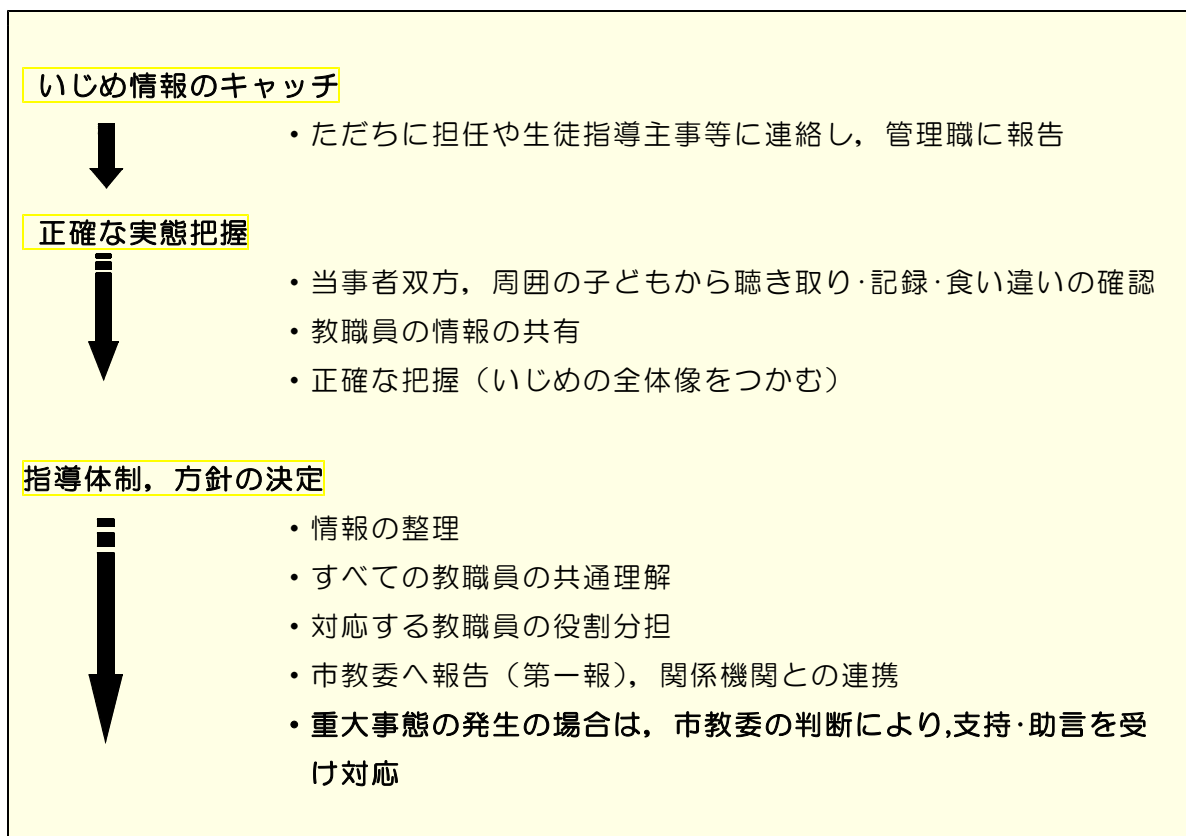
(4) 早期発見(子どもの変化を敏感に察知, 可能な限り早期に発見)

- ①いじめの行われる時間や場所の傾向を認識する。
- ②日々の観察により, 積極的に認知する。(児童の見守り, 信頼関係の構築, 危険信号を見逃さないなど, アンテナを高く保つ)
- ③定期的な調査, 教育相談, 家庭訪問等, いじめを訴えやすい体制の整備等により, いじめの実態把握に努める。

(5) 早期対応(問題を軽視することなく, 迅速かつ組織的に対応)

いじめ発見や通報を受けた場合

- ①特定の教職員で抱え込まずに, 速やかな組織的対応をする。
- ②いじめと判断した場合は, 市教委へ報告する。(「いじめに関する報告書」)
- ③被害児童を必ず守り通す一貫した姿勢で対応する。
- ④加害児童に対しては, 一定の教育的配慮(心理的な孤立感や疎外感を与えないなど)のもと, 毅然とした態度で指導する。
- ⑤教職員全員の共通理解, 保護者の協力, 関係機関や専門機関との連携の下で進める。



子どもへの指導・支援，保護者との連携



- いじめられた子どもに寄り添って保護し，心配や不安を取り除く。
- いじめた子どもへの指導（相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導，いじめは絶対許されない行為であるという人権意識を持たせる）
- 保護者に直接会って，事態の説明や具体的な対策を話す。
- 保護者と問題解決に向けた協力を求め，学校との連携について誠意を持って話し合う。

中・長期の対応

- いじめに関わった子どもたちへ，継続的な指導や支援を行う。
- SCやSSW等を活用し，心のケアに当たる。
- 心の教育の充実を図り，誰もが生かされる学級経営を行う。

